

VI
293

6-3
306

昭和二十六年慶大学院審査会の運営について(ニホニニニ大院会決定)

大学院審査会の委員は、専攻に依りて、分科会に分れ、申請大学院
全部にわたり教員組織、学科目、履修方法、学生定員等を審査する。
各分科会に主査、副主査各一人を定める。

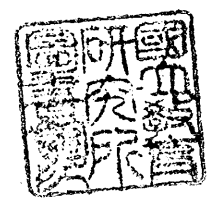
委員は前項の審査の結果を大学院毎に取り纏めるため、便宜、第一部
会及び第二部会に分属する。

第一部会及び第二部会にそれぞれ主査一名、副主査二名を定める。

第一部会及び第二部会の連絡調整を図るため運営委員会を置き、各
部会の主査及び副主査、各分科会の主査及び副主査その他必要に依り
て適宜他の委員が加りて構成する。

運営委員会は、審査報告書の作成

常任委員会及び總會における審査報告等に当るものとする。



春山 202